

高山市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び高山市監査委員条例（昭和56年高山市条例第30号）第9条の規定により、定期監査（上期）の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年5月28日

高山市監査委員

佐藤 昇
日野 寿美子
渡辺 甚一